

伊賀市部落差別解消（第4次同和施策）推進計画パブリックコメントによる反映内容

対応①

修正前 本編 2ページ

（3）「部落差別解消（第4次同和施策）推進計画」の必要性

伊賀市内をはじめ、県内、全国的にも差別落書きや差別封書の送付、差別文書のバラマキ、差別発言等の部落差別事象の発生が報告されています。

2020（令和2）年11月～12月に実施された、伊賀市の市民意識調査では、結婚や物件取引において被差別部落や出身者を忌避する意識が未だに見られるなど、取組みにより解消されてきているものの、差別意識を払しょくしきれていないのが現状です。

また、インターネット等の普及に伴い、動画サイトなどに被差別部落の所在地情報を適示する事案や、SNSや電子掲示板などにおいて深刻な部落差別投稿が行われるといった情報化の進展にともなう差別事象が起きている他、隣保館等には事象として扱えない部落差別を受けたという被害の声や、子どもが将来、差別を受けないか不安であるなどの相談が寄せられており、依然として差別事象が後を絶たず、とりわけインターネットに関しては悪質かつ陰湿化しています。

修正後 本編 2～3ページ

（3）「部落差別解消（第4次同和施策）推進計画」の必要性

伊賀市内をはじめ、県内、全国的にも差別落書きや差別封書の送付、差別文書のバラマキ、差別発言等の部落差別事象の発生が報告されています。

2020（令和2）年11月～12月に実施された、伊賀市の市民意識調査では、結婚や物件取引において被差別部落や出身者を忌避する意識が未だに見られるなど、取組みにより解消されてきているものの、差別意識を払しょくしきれていないのが現状です。

また、インターネット等の普及に伴い、動画サイトなどに被差別部落の所在地情報を適示する事案や、SNSや電子掲示板などにおいて深刻な部落差別投稿が行われるといった情報

化の進展にともなう差別事象が起きている他、隣保館等にはマイクロアグレッション（注釈参照）などのように従来の差別事象の枠に収まらないような部落差別を受けたという被害の

声や、子どもが将来、差別を受けないか不安であるなどの相談が寄せられており、依然として差別事象が後を絶たず、とりわけインターネットに関しては悪質かつ陰湿化しています。

さらに、不当に差別を受け不利益を被ることにより、不安定就労、高齢期の収入格差などから生活困窮の状態に陥るなどまだ多くの課題が残されています。

併せて、地域の少子・高齢化が進む中、高齢者のみの世帯や単身高齢者世帯の増加により、生活面での不安を抱える人や世帯が増えてきています。

用語の注釈

【マイクロアグレッション】

直訳すると「些細な攻撃」。言った側の無意識の偏見や思い込みが言葉や態度に現れて伝わり、受け手には差別を受けたと感じさせること。抗議や指摘がしにくく、言った側も全く問題とっていないことが多い。
※詳細は資料編 37 ページに記載

修正前 本編 6ページ

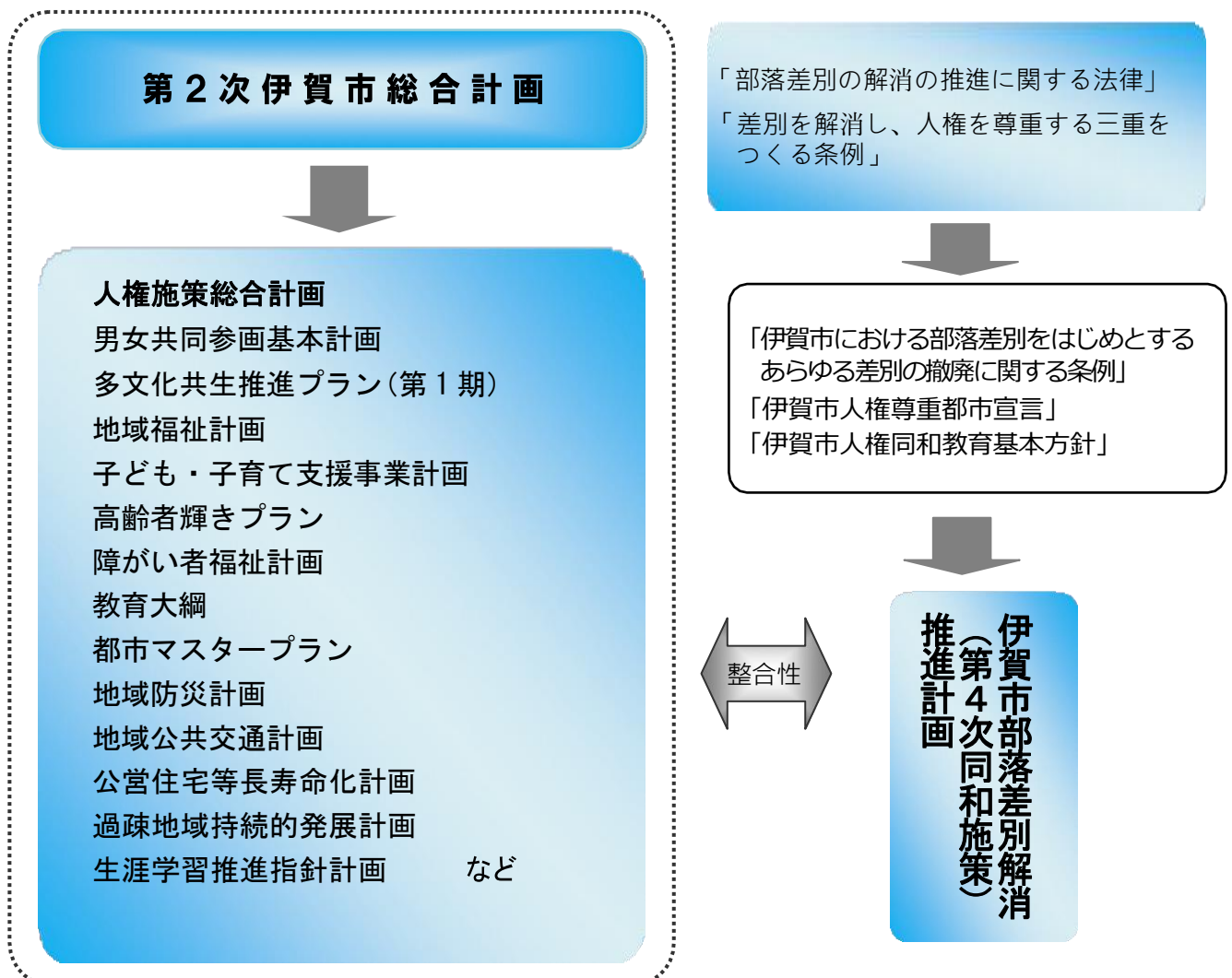
2 計画の位置づけと他計画との関係

この第4次計画は、伊賀市人権尊重都市宣言（以下「人権都市宣言」という。）及び市人権条例の理念を踏まえ、部落差別の解消をめざし、伊賀市における今後の部落差別をなくすための取組みについて、総合的、計画的に進めるための指針として位置づけられます。

また、行政のみならず、市民・地域・企業・団体等が、部落差別の解消をめざし、それぞれの役割や責務を自覚し、主体的に行動するための指針となるものです。

さらに、2021（令和3）年策定の第2次伊賀市総合計画を上位計画とし、分野別計画5、教育・人権分野の5-2同和問題の解決（部落差別の解消）に関する各分野の取組みの方向性をより具体的に示すとともに、第4次伊賀市人権施策総合計画をはじめ関連する個別計画との整合性を図り、同和問題の解決（部落差別の解消）に向けてあらゆる視点から多様な生活課題に対応するため連携をとりながら進めていきます。

他計画との関係



修正後 本編 6ページ

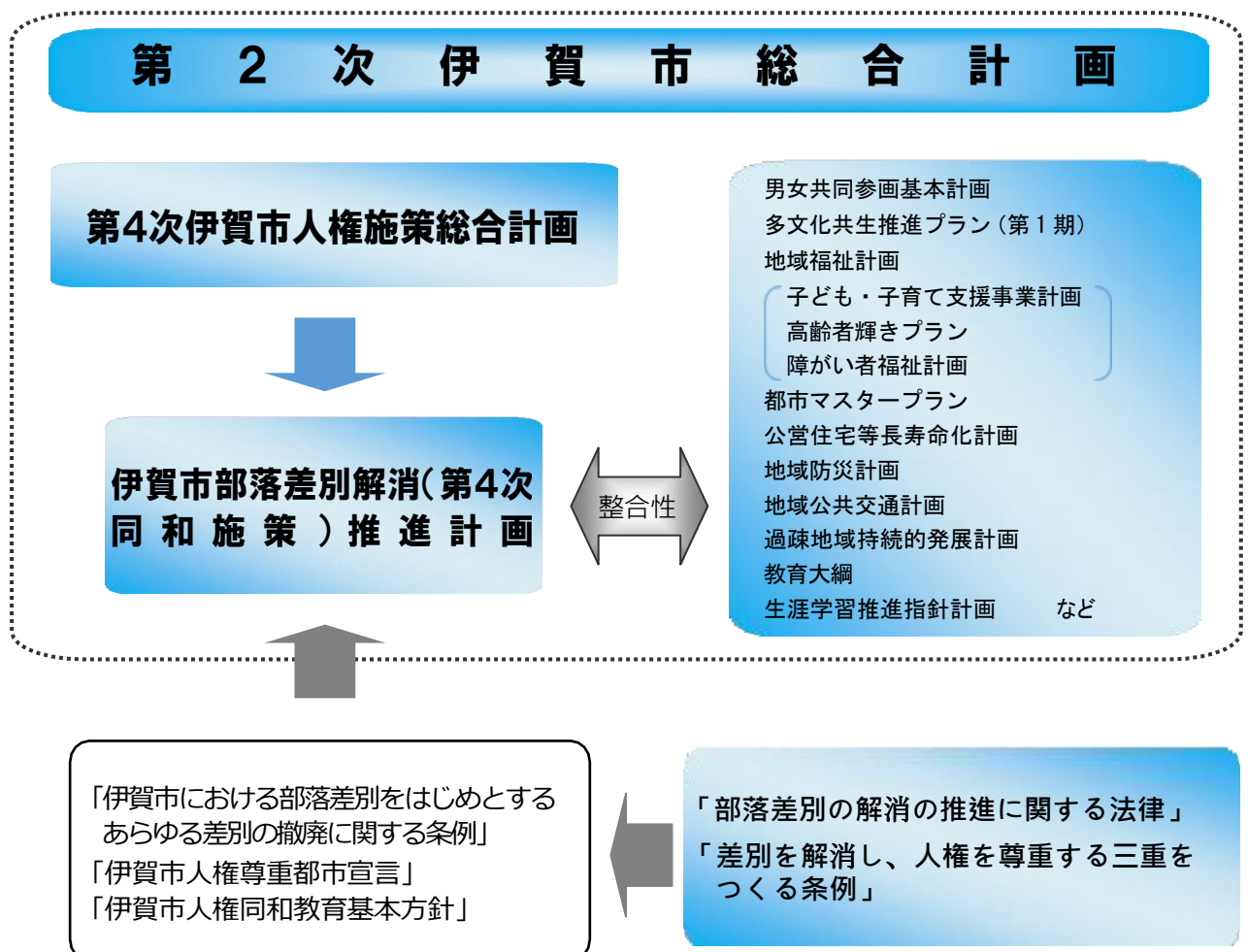
2 計画の位置づけと他計画との関係

この第4次計画は、伊賀市人権尊重都市宣言（以下「人権都市宣言」という。）及び市人権条例の理念を踏まえ、部落差別の解消をめざし、伊賀市における今後の部落差別をなくすための取組みについて、総合的、計画的に進めるための指針として位置づけられます。

また、行政のみならず、市民・地域・企業・団体等が、部落差別の解消をめざし、それぞれの役割や責務を自覚し、主体的に行動するための指針となるものです。

他計画との関係においては、2014（平成26）年策定の第2次伊賀市総合計画の分野別計画との位置づけである第4次伊賀市人権施策総合計画を上位計画とし、同和問題の解決（部落差別の解消）に関する各分野の取組みの方向性をより具体的に示すとともに、関連する個別計画との整合性を図り、同和問題の解決（部落差別の解消）に向けてあらゆる視点から多様な生活課題に対応するため連携をとりながら進めていきます。

他計画との関係



対応③

修正前 本編 15ページ 中段

3. 救済に関する施策の実現

差別や人権侵害による被害とは「心が傷つく」問題ではありません。そして、差別や人権侵害被害が発生するということは社会的な損失を生み出す深刻な問題として受け止められる必要があります。差別等により、被害者のどの権利が何によって、だれによって、どのように侵害されたのかを正確に整理することが必要になります。

修正後 本編 15ページ 中段

3. 救済に関する施策の実現

差別や人権侵害による被害とは「心が傷つく」問題だけではありません。そして、差別や人権侵害被害が発生するということは社会的な損失を生み出す深刻な問題として受け止められる必要があります。差別等により、被害者のどの権利が何によって、だれによって、どのように侵害されたのかを正確に整理することが必要になります。

対応④

修正前 本編 29ページ 上段および下段

(1) 人権擁護体制の確立

【課 題】

隣保館等のニーズ調査の結果から、隣保館等が担う総合的な相談窓口としての住民における認知度の低さが明らかになっています。従って隣保館職員は、地域とのつながりや信頼を深めるとともに、生活における困りごとや、行政サービス、各種手続きなどの困りごとの相談を受け止める力を磨くことはもちろん、部落差別や人権侵害に関する相談については、被差別者の救済や擁護、加差別者に対する対話などの高度な相談スキルを有する職員を育成し、人権擁護体制の基盤を確立させることが急務です。

【今後の取組み】

① ～中略～

② 人権相談・救済・保護支援体制の確立（人権政策課、同和課）

部落差別解消推進法では、隣保館の相談業務の充実が明記され、高齢者福祉や子育てに関する相談においては充実してきている反面、部落差別をはじめとするあらゆる差別の相談を受け止める能力が低いことが市の隣保館ニーズ調査から明らかになりました。市ではこの結果を隣保館が抱える課題として深く受け止め、相談機能のあり方を再検討し、相談しやすい環境を実現するため、それぞれの地域の実情に応じた相談窓口の設置を目標に取り組みます。また、相談を担う職員のスキルアップのための研修機会を增強し、人権に関する知的理解を深め、人権感覚の涵養を図ります。また、相談内容に応じて人権擁護委員による人権相談を活用したり、専門機関へつなげたりすることにより、問題の早期解決をめざします。

(2) 人権擁護体制の確立

【課 題】

隣保館等のニーズ調査の結果から、隣保館等が担う総合的な相談窓口としての住民における認知度の低さが明らかになっています。従って隣保館職員は、地域とのつながりや信頼を深めるとともに、生活における困りごとや、行政サービス、各種手続きなどの相談を受け止める力を磨くことに加え、部落差別や人権侵害に関する相談については、被差別者の救済や擁護、加差別者に対する対話などの高度な相談スキルを有する職員を育成するなど、人権擁護体制の基盤を確立させることが急務です。

【今後の取組み】

① ～中略～

② 人権相談・救済・保護支援体制の確立（人権政策課、同和課）

部落差別解消推進法では、隣保館の相談業務の充実が明記され、高齢者福祉や子育てに関する相談においては充実してきている反面、生活様式の変化や、直接会って話すことへの不安などから、部落差別をはじめとするあらゆる差別の相談を受けきれていないことが市の隣保館ニーズ調査から明らかになりました。市ではこの結果を隣保館が抱える課題として深く受け止め、相談機能のあり方を再検討し、相談しやすい環境を実現するため、SNSを活用するなど、それぞれの地域の実情に応じた相談窓口の設置を目標に取り組みます。また、相談を担う職員のスキルアップのための研修機会を増強し、人権に関する知的理解を深め、人権感覚の涵養を図ります。また、相談内容に応じて人権擁護委員による人権相談を活用したり、専門機関へつなげたりすることにより、問題の早期解決をめざします。

対応⑤

修正前 本編 52ページ 上段および中段

1 計画の推進体制

① 庁内推進体制

(1) 推進会議

この計画の施策の推進にあたっては、「同和施策推進会議」を活用し、施策の進捗状況の把握と評価を行うなど、計画的な推進に努めます。

(2) 作業部会

推進計画の進捗状況を鑑みて、必要に応じ、庁内に作業部会を置き生活課題等の解決に向けた考察を行います。

② 伊賀市同和施策審議会による評価

施策の進捗状況については、「伊賀市同和施策審議会」に毎年報告し、実施状況の評価や今後の施策のあり方についての意見を求めます。

③ 関係機関・団体との連携

人権啓発や人権相談、人材育成に取り組んできた市内の人権同和教育研究団体や部落解放団体、人権擁護委員協議会等の各種関係機関と今後も連携を図り、部落差別の解消（同和問題の解決）に向けて取り組みます。

修正後 本編 52ページ 上段および中段

1 計画の推進体制

① 庁内推進体制

(1) 推進会議

この計画の施策の推進にあたっては、「同和施策推進会議」を活用し、施策の進捗状況の把握と評価を行うなど、計画的な推進に努めます。

(2) 作業部会

推進計画の進捗状況を鑑みて、必要に応じ、庁内に作業部会を置き生活課題等の解決に向けた考察を行います。

(3) 隣保館・教育集会所・児童館

部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていくため、隣保館・教育集会所・児童館が最も地域の身近なワンストップ相談窓口として機能を果たせるよう充実させていきます。

② 伊賀市同和施策審議会による評価

施策の進捗状況については、「伊賀市同和施策審議会」に毎年報告し、実施状況の評価や今後の施策のあり方についての意見を求めます。

③ 関係機関・団体との連携

人権啓発や人権相談、人材育成に取り組んできた市内の人権同和教育研究団体や部落解放団体、**人権学習企業等連絡会**、人権擁護委員協議会等の各種関係機関と今後も連携を図り、部落差別の解消（同和問題の解決）に向けて取り組みます。